

J R 四国労組ニュース

令和2年11月12日（No.8／1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

第2回年末手当等団体交渉 コロナ禍の厳しい情勢のなか 組合員の熱い思いを訴える！

J R 四国労組は、本日2回目となる「年末手当等」についての団体交渉を行った。前回の交渉では組合から要求の主旨説明を行ったが、今回は会社側から現時点における考え方が示され協議を行った。組合は、コロナ禍のなか、感染防止に努めながら日夜職場で奮闘している組合員の声を粘り強く訴えた。

＜会社側の現時点における考え方＞

今年度の年末手当については、判断要素としての業績評価の指標や今後の経営見通し等を見極めながら、今後鋭意検討していく。

まず、業績評価の指標について、従来から重視している営業利益は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響により、当社の収入の中心である鉄道運輸収入が大幅に減少したことから、前年より70億円の悪化となる116億円の赤字となり、1997年度の間決算公表開始以来最低となった。

また、通期の業績予想については、今後の収入状況等の想定が困難であることから公表していないが、現に直近のご利用状況は依然として前年を大幅に下回っている上に、新規感染者も再び増加傾向にあることから、先行きが見通せず、当社を取り巻く経営環境は極めて不安定な状況にある。

他方で、世間相場について、今年度の人事院勧告においては、10年ぶりにボーナスの支給月数を引き下げる勧告が行われたほか、「夏冬型年間協定」ですでに決定している企業における年末一時金支給水準は、全産業平均でマイナス幅が拡大した。

加えて、直近ではこれまで業績が堅調に推移していた企業において、感染症の影響による急激な業績悪化を受け、冬のボーナスの支給見送りや大幅な減額を実施する企業が相次いでおり、これから交渉が本格化する企業についても、厳しい状況を反映した結果が出てくることが予想される。

今年度の年末手当については、先に述べた指標、世間相場及び今後の経営見通し等を客観的に判断して、検討を進めていきたいと考えるが、ご利用が大幅に減少し、かつ長期化の様相を呈している現状は、まさに会社発足以来最大の危機的状況であり、会社の存続ひいては雇用を維持するためには、今回の年末手当についてもこれまでにない極めて厳しい検討とならざるを得ないと考えている。

なお、支払日については、交渉日程にもよるが12月4日（金）を目途に支払っていきたいと考えている。

J R 四国労組ニュース

令和2年11月12日（No.8／2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

● 要求項目に対する現段階の回答

- ・支給額については、社員、エキスパート社員及び契約社員ともに、現段階においては、具体的な回答はできない。引き続き交渉していきたい。
- ・55歳以上の社員の加算金については、加算する考えはない。
- ・エキスパート社員の加算金については、全員一律に加算する考えはない。調査期間内における勤務成績により成績率を適用する。
- ・支払日については、社員、エキスパート社員及び契約社員ともに、12月4日（金）を目途に支払っていきたい。

＜主な交渉内容＞

組合：新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境はこれまでに経験したことのない危機的状況であることは十分認識するものの、組合員は「安全・安定輸送」を第一義に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、厳しい要員需給のなか公共交通機関に働く者としての使命感と責任感をもって日夜奮闘している。さらに様々な効率化施策や経費節減施策にも最大限協力している。その取り組みを最大限評価し、組合員の労苦に報いるためにも誠意ある回答を強く要請する。

会社：貴側の「安全・安定輸送」をはじめとする取り組みは十分認識している。しかしながら、コロナ禍の影響による減収幅が非常に大きく、さらに先行きが見通せないことから、現実を受け止め慎重に検討せざるを得ないと考えている。

組合：コロナ禍の影響により旅客は減少しているが、組合員の業務量は減少していない。消毒作業などの感染症対策により業務量はむしろ増加していることから期末手当に反映するべきである。

会社：コロナ禍においてもエッセンシャルな業種として通常業務に従事していることは認識しているが、減収幅があまりにも大きすぎるため業績が反映される期末手当の支給月数は、慎重に検討せざるを得ない。

組合：組合員は減収をカバーするべくGoToトラベルキャンペーンや、グループ会社特別応援キャンペーンに組合員一丸となって取り組み増収に努めている。この取り組みに対し目に見える形で評価すべきである。

会社：増収に対する積極的な協力は認識しているが、当社の収入の柱である鉄道運輸収入の対前年66億円減は異次元の減収幅であり、危機的状況での交渉にならざるを得ない。

組合：期末手当は各種ローンの支払いや、教育関連費用など生活給の一部となっており、コロナ禍による厳しい経営状況は理解しつつも、期末手当に対する組合員の期待感は大い。「この会社に入社してよかった、頑張ってた。」と組合員が思わなければ離職につながりかねない。組合員や家族が納得できる回答を要請する。

J R 四国労組ニュース

令和2年11月12日（No.8／3終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

会社：期末手当が社員の生活給に含まれていることは理解しているが、厳しい経営状況においても会社を存続させ、社員の雇用を維持することを前提に検討せざるを得ないと考えている。

組合：責任組合として会社の存続と雇用の維持が重要なことは理解しているが、期末手当は生活給の一部となっていることは事実である。また、55歳以上の組合員は、55歳到達までと同じ業務に就きながらも基本給が減額となることから、年末手当における加算額を支給すべきである。さらに、エキスパート社員も社員と同様の業務に就いていながら、基礎額に0.4の係数を乗じるため支給額が低くなることから加算金を支給すべきである。加えて、契約社員も同様に日々の業務に懸命に取り組んでいることから加算額を支給すべきである。

会社：加算額及び加算金の支給については、人件費に大きな影響を与えることから実施は困難と考える。

組合：コロナ禍への対応やJR四国の経営自立などの政策課題解決に向けて取り組んだ署名活動では、組合員は自分のことと捉えて取り組んでおり、組合員数の1.3倍にも及ぶ筆数を集約できた。これは、会社の置かれた状況をよく理解し「労使一体となってこの難局を乗り切っていきたい」という組合員の思いの表れであり評価すべきである。

会社：これまでの政策課題解決に向けた取り組みは評価しているが、厳しい回答は避けられない。引き続き会社の体力、社会的すう勢及び貴側の要求主旨を踏まえ検討していきたい。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、会社発足以来最大の危機的状況に陥っていることは認識するものの、組合員はコロナ禍においてもエッセンシャルワーカーとして日夜「安全・安定輸送」に努め、現場で懸命に業務に取り組んでいる。その期待に応えるべく、誠意ある回答を示すよう会社に強く求め、粘り強く交渉を継続していくこととした。

以 上